

意見書

平成 27 年 2 月 19 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-0021
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ワイモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう
代表取締役社長 エリック・ガン

「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（案）についての意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者名：ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、ワイモバイル株式会社

意見	項目
<p>東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東西殿」といいます。)が提供する特定卸役務については、平成26年6月6日に弊社共より提出させて頂いた“NTT東西「光コラボレーションモデル」開始に関して”において①NTTグループ内における実質的なセット割引の提供、②相対取引の不透明性、③人的資源再配分によるグループ内営業機能統合等のNTTグループ各社への優先的取扱い等の課題が懸念されることから、必要な措置を不足なく講じるよう要望させて頂きました。</p> <p>本ガイドライン案では『2 本ガイドラインの目的と位置付け』において『特定卸役務の料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保』を明記頂いておりますが、後述のとおり電気通信事業法(以下「事業法」といいます。)による追加措置も不可欠であることから、本ガイドライン案の策定と併せ、事業法等の改正による新たな規律も導入して頂くことにより特定卸役務に係る提供条件の適正性・公平性が確保されるものと考えます。</p> <p>そもそもNTT東西殿の第一種指定電気通信設備を利用した電気通信役務については、事業法に基づき接続における厳密な規制が課されています。「特定卸役務」が卸役務であるという理由によりこの厳密な規制が回避できてしまうのであれば、第一種指定電気通信設備との接続制度を蔑ろにすることになりかねません。</p> <p>したがって本ガイドライン案の制定及び法令改正により、第一種指定電気通信設備を利用した特定卸役務については、当然接続同等の規律が課されるべきであり、後述のとおり、NTT東西殿が公表した保障契約約款は、特定卸役務と利用者向け小売サービス(フレッツ光サービス)を同一サービスとして扱い小売料金と同一料金を設定する等『料金その他の提供条件の適正性等』が全く担保されていない状況であることを踏まえると、事業法の改正も含め、適正性・公平性を確保する施策を導入して頂くと共に導入後の十分な検証を行う必要があると考えます。</p>	<p>1 本ガイドライン策定の背景</p> <p>2 本ガイドラインの目的と位置付け</p> <p>3 本ガイドラインの対象となる特定卸役務の範囲</p>
<p><現時点で生じている問題について></p> <p>特定卸役務については、本ガイドライン案のとおり保障契約約款の事前届出義務、公表義務が課されており、NTT東西殿はサービス卸を提供するに当たり、保障契約約款を届出・公表しました。しかしながら、卸先事業者向けのサービス卸と利用者向けのフレッツ光サービスとは異なるサービスであるにも関わらず、保障契約約款の内容が含まれる「IP通信網サービス契約約款」において、2つのサービスは同一のサービスとして扱われ、同一の条件(料金等)が記載されているように見受けられます。</p> <p>NTT東西殿は、平成26年10月16日に公表した「光コラボレーションモデル」の提供条件等についてにおいて、『自家利用の禁止』として『サービス提供プレイヤー様が専ら自社(一定の基準を超える資本関係があるグループ会社など実態として同一の企業と考えられる場合を含みます)での利用を目的に卸サービスを利用することはできません』等と記載しており、サービス卸をフレッツ光サービスとは別のサービスと扱っていることは明らかです。</p> <p>また、サービス卸の保障料金が利用者向けであるフレッツ光と同じ料金ということは、卸先事業者で発生する営業費等の追加コストを考慮すると、卸先事業者はフレッツ光サービスと競争可能な料金で提供することができず、利用者の利益を阻害することになります。</p> <p>したがって、『適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護する』という保障契約約款の趣旨に照らし合わせれば、当該保障契約約款について、NTT東西殿は速やかに、サービス卸とフレッツ光サービスに係る料金等の条件を個別に明示した形に修正すべきです。仮に修正しない場合には、事業法第20条第3項に基づき、総務大臣殿による約款の変更命令等の暫定的な対応を行う必要があります。</p> <p>なお、こうした点も含め、後述のとおり現行法に基づく規制の問題点は、事業法改正等により本質的な解決を図るべきと考えます。</p>	<p>4(1)① 指定電気通信役務に関する規律(電気通信事業法第20条等)</p>

意見	項目
<p><現行法に基づく規制の問題について> [問題点] NTT東西殿による特定卸役務について、現行法に基づく保障契約約款等で規制する場合、以下のような問題が発生する懸念があります。</p> <p>① 料金水準について 卸料金を高額に設定する等、NTTグループ会社しか利用できない排他的な条件を設定するおそれがあること (卸先がNTTグループ会社であれば、卸料金が高額であってもグループ会社のコストはNTT東西殿の収入となるため、グループ全体の収支に影響はない。)</p> <p>② 事後的な是正措置の影響について 卸先事業者がサービス提供を開始した後に是正措置が取られた場合は、卸先事業者は卸条件変更によるサービス内容の変更等を迫られ、顧客に混乱を与えるおそれがあること</p> <p>③ 外部検証性について 保障契約約款において特定卸役務の実質的な条件(料金等)が公表されないことから、NTT東西殿と特定卸役務の提供について交渉する事業者は、NTT東西殿から交渉で提示された料金等が公正なのか判断できないおそれがあること</p> <p>④ 事後検証の充足について 契約書を確認した場合でも、以下のような特定の事業者を優遇する実態を把握し、検証することができないこと －合意に至るまでの交渉過程で、NTTグループ会社へ事前の情報共有を行う等、契約書の内容以外において特定の事業者を優遇すること －新たなサービスの開始やその内容、各種条件の変更に関する事項等をNTTグループ会社に対し優先的に連絡等を行うこと －サービスの企画やシステムの改修を行う際に、NTTグループ会社のみが利用しやすい条件を採用すること</p> <p>[解決策] 上記①～③の問題を解消するためには、「接続約款」と同等の事前認可制の導入が必要であり、仮に導入されない場合は、少なくとも以下の点について、事業法改正等により担保すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売役務と卸役務を明確に区別した保障契約約款の作成 ・保障契約約款のうち卸役務に係る約款届出時期の前倒し(検証期間として届出後少なくとも30日程度の期間を設ける等) ・保障契約約款のうち卸役務に係る約款の届出時点での公表 ・個社ごとの契約書の事後届出 <p>また、上記④の問題を解消するためには、相対契約その他の取引条件についての適正性やNTTグループ会社等特定の事業者を優遇していないかといった公平性について、以下のような項目を検証するために、卸先事業者との協議状況等も調査できるようNTT東西殿内に第三者機関を設置する必要があると考えます。併せて、卸先事業者等が、検証結果に至った根拠・理由、数値データ、判断基準等、検証の経緯を確認できる情報の公表も必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務の料金がNTT東西殿の利用者料金に比して、社会的経済的事情に照らして適正な原価率となっているかの検証 ・相対契約において、NTTグループ会社等特定事業者を優遇していないか等の検証 ・情報提供において、NTT東西殿とNTTドコモ殿の間で情報の優先的提供が行われていないか等の同等性の検証 ・業務委託や営業支援策(販売奨励金)等、電気通信役務以外の取引条件について、NTT東西殿とNTTドコモ殿の間で優先的条件が設定されていないか等の同等性の検証 	<p>等</p>

意見	項目
<p>本ガイドライン案においては、特定卸役務の料金について、『競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを下回る料金を設定すること』を事業法上問題となり得る行為としています。</p> <p>しかしながら、一方で、卸料金を高額に設定した場合も、実質NTTグループ会社しか採算が合わなくなり、特定卸役務を利用するNTTグループ以外の『競争事業者を排除又は弱体化させる』ことになりかねません。これは、卸先事業者がNTTグループ会社であれば、その卸料金支払コストは、NTT東西殿の収入となるため、グループ内ではコスト増にはならず、グループ全体の収支に影響しないためです。</p> <p>この点、本ガイドライン案においては、『利用者に対する料金よりも高い料金を設定すること』のみを問題視していますが、少なくともNTT東西殿が特定卸役務の提供において負担する必要のなくなる営業費(請求・収納・販売費用等)を利用者料金から差し引いた額以下でなければ、NTTグループ会社とその他の事業者との競争は不可能であることから、本ガイドライン案を以下のとおり修正・追記すべきと考えます。</p> <p>【修正前】 ・特定卸役務の料金について、利用者に対する料金よりも高い料金を設定すること。</p> <p>【修正後】 ・特定卸役務の料金について、利用者に対する料金から卸役務提供において負担する必要のない営業費等を差し引いた料金よりも高い料金を設定すること。</p> <p>【追記】 (該当条項)第29条第1項第5号</p> <p>また、本項目においては、利用者に対する料金について、『必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある』と定義しています。当該記載のとおり、利用者に対する料金は、実際に契約約款、契約書等に記載された料金と大きくかけ離れており、これが恒常化しているのが実態です。したがって、『割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある』と例外的な記載とするのではなく、実質的な料金で本規制を運用するため、本ガイドライン案を以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正前】 13 ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。</p> <p>【修正後】 13 ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、<u>原則として</u>割引等を考慮した実質的な料金を指す。</p> <p>なお、卸料金のみならず、工事費や手数料についても、高額に設定された場合、上記と同様の問題が発生することから、併せて本ガイドライン案に以下のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【追記】 ・<u>特定卸役務の工事費、手数料等について、実際のコストに比して著しく高額な料金を設定すること。</u></p> <p>更に、特定卸役務の提供に当たり、NTT東西殿から自己の関係事業者への営業支援策(販売奨励金等)を通じた優遇が行われた場合、仮に特定卸役務の料金自体が同額で提供された場合でも、実質的に他の卸先事業者との同等性は確保されないことから、本ガイドライン案に以下のとおり追記すべきと考えます。</p>	<p>5(別表)(1)①競争阻害的な料金の設定</p>

意見	項目
<p>【追記】</p> <p>・特定卸役務の提供に当たり 自己の関係事業者に対し、営業支援策(販売奨励金等)を通じた不当に優遇等を行うこと</p> <p>これらの料金等の適正性については、接続料におけるスタックテスト同様に、特定卸役務の料金等と利用者料金との関係についての検証を実施し、第三者が確認できるようにすることが必要と考えます。ガイドラインを整備する等、スタックテスト同等の検証ができるような制度を構築すべきと考えます。</p> <p>また、特定卸役務の費用は当然当該卸役務により回収されるべきものであり、設備改修等の名目で接続料原価に特定卸役務に係る費用を算入することがないよう、会計の分離を厳格化すべきと考えます。仮に特定卸役務の費用が接続料原価に算入され接続料が上昇する場合、接続によりFTTHに係る役務を実施している事業者の収益を圧迫することになり、結果として料金値上げ等利用者への悪影響も懸念されます。したがって、特定卸役務に関する会計の分離についても担保する必要があると考えます。</p>	
<p>サービスの提供開始時期も、利用者の選好要因の一つであり、本ガイドライン案のとおり、特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、同等性を確保することが必要と考えます。この際、自己の関係事業者のみならず、NTT東西殿自身でフレッツ光サービス等を提供する場合との同等性も当然確保されるべきものであることから、本ガイドライン案を以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正前】</p> <p>・特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p> <p>【修正後】</p> <p>・特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己又は自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>	5(別表)(1)②提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い
<p>今後、特定卸役務については、様々な形態で提供される可能性もありますが、その際に特定の事業者を優遇する仕様・条件等とされた場合、イノベーションを阻害することになるため、本ガイドライン案のとおり、技術的条件について、同等性を確保することが必要と考えます。</p>	5(別表)(1)③技術的条件に係る不当な差別的取扱い
<p>特定卸役務の提供に当たり、卸先事業者によって提供されるサービス仕様(サービスそのもののみならず、提供に係る手続等も含む)に差が生じる場合、卸先事業者が利用者へ提供するサービス品質の差に直結するため、不当な扱いを受けた卸先事業者は競争力が低下し、公正な競争が阻害されることとなります。したがって、本ガイドライン案のとおり、サービス仕様に係る不当な差別的取扱いが禁止されることは必要と考えます。</p>	5(別表)(1)④サービス仕様に係る不当な差別的取扱い

意見	項目
<p>卸提供事業者が、特定卸役務の提供において必要のない卸先事業者の事業計画等(利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービス等)の内容を聴取した場合、卸提供事業者又はその関係事業者は、当該情報を踏まえ、卸先事業者に比して有利な事業展開をすることも可能になります。したがって、本ガイドライン案のとおり、競争阻害的な情報収集を禁止することは必要と考えます。</p> <p>一方で、卸提供事業者による情報収集段階においては、卸先事業者において提供する情報が競争阻害的な情報かは判断することはできません。したがって、特定卸役務の提供に当たり、卸提供事業者が卸先事業者から必要性や使用用途が不明確な情報を取得することのないよう、本ガイドライン案を以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正前】 ・特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等(利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど)の内容を合理的な理由なく聴取すること</p> <p>【修正後】 ・特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等(利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど)の内容を、<u>必要性及び利用目的を明示することなく並びに合理的な理由なく聴取すること</u></p>	5(別表)(1)⑤競争阻害的な情報収集
<p>これまで第一種指定電気通信設備の利用は、NTT東西殿の「設備部門」の設備との接続を中心とした規制体系であったため、NTT東西殿において、「設備部門」が「設備部門以外の部門」と接続事業者等の他社との同等性が確保されるよう、機能分離等により、両部門間に一定のファイアウォールが設けられてきました。しかしながら、特定卸役務においては、NTT東西殿の「設備部門以外の部門」が、「設備部門」から回線を調達し、卸先事業者に提供することになることから、「設備部門以外の部門」が「設備部門」や卸先事業者の情報を合理的な理由なく利用することについても、明確に禁止されるべきであり、本ガイドライン案を以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正前】 ・特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、社内の他部門又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。</p> <p>【修正後】 ・特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、社内の<u>自部門</u>、他部門又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。</p> <p>なお、卸提供事業者で特定役務に関わっていた従業員が自己の関係事業者である卸先事業者に異動等する場合においても、実質的に他の卸先事業者の情報が提供されるおそれがあるため、基本的には制限されるべきものと考えます。</p>	5(別表)(1)⑥情報の目的外利用

意見	項目
<p>特定卸役務及び当該役務に関連するサービスの開始や各種条件変更について、自己の関係事業者に比べその他の事業者への連絡等が遅れた場合、準備期間等を考慮すると、実質的にサービス開始時期に差異が生じる等、競争上問題となる状況が想定されます。また、特にこうした情報提供の優遇は卸提供事業者の親会社からそのグループ会社に行われる可能性がその組織構造上高いものと想定されることから、本ガイドライン案のとおり、「自己」を通じて提供される情報のみならず「自己の関係者」を通じて提供される情報を含め、不当な差別的取扱いが禁止されることが必要と考えます。</p> <p>なお、平成26年5月13日に日本電信電話株式会社殿(以下「NTT持株殿」といいます。)が「光コラボレーションモデル」を発表され、NTT東西殿からは公式に料金その他の提供条件の発表がなされる前の6月19日に、NTTドコモ殿が「サービス卸」の提供を受けてモバイルサービスと組み合わせ提供したいとの意向を示しました。提供条件の開示なしにビジネスモデルを検討することは困難であることから、このタイミングでの利用表明は事前に提供条件の開示を受けていたものと推測されます。したがって、本件に関し事業法上問題となり得る行為に該当する事実があったのか、十分に検証されるべきと考えます。</p>	5(別表)(1)⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い
<p>特定卸役務の提供に当たり、「卸先事業者に対して、特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限する」等の行為が行われた場合、今後接続を利用してサービスを提供する事業者の参入が困難になり、多様なサービスの展開が阻害されることとなります。したがって、本ガイドライン案において、卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉として、こうした行為を明確に禁止することが必要と考えます。</p> <p>なお、NTT東西殿においては、平成26年10月16日に公表した「光コラボレーションモデル」の提供条件等について」として、サービス卸の提供条件を一部公表していますが、このなかで、制限事項として、「サービス提供プレイヤー様が、卸サービスの顧客情報を用いるなどして、意図的に卸サービスから相互接続または当社以外の設備を用いて提供される競合サービスへの移行を継続・反復的に行っている場合は、卸サービスの契約を解除し、違約金を適用させていただきます。」との記載がなされています。例えば卸先事業者がNTT東西殿の営業支援を受け利用者を獲得したにも関わらず、即時解約し、相互接続等を用いて提供されるサービスへ利用者を移転させることにより、NTT東西殿の営業支援費を流用するような明らかに不当な行為は制限されるべきと考えますが、一方で通常の商慣習に照らしても、また競争促進の観点からも、自社の卸サービス利用者に対し、別のサービスをご案内することまでが制限されるべきものではありません。したがって、NTT東西殿の当該条件は、本ガイドライン案に記載される「利用者を移転させることを不当に制限する」行為を含みうる内容であり、NTT東西殿は自ら当該条件を取り下げ、又は変更しない場合、総務省殿による業務改善命令等の対応が必要であると考えます。</p> <p>また、NTT東西殿の関係事業者が提供する卸サービスから他の卸先事業者の提供する卸サービスに移転する場合に、困り込みを行うような条件設定が行われると、卸先事業者間の競争が阻害されることから、本ガイドライン案に以下のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【追記】 ・特定卸役務の提供に当たって、自己の関係事業者が特定卸役務を利用して提供する役務から他の卸先事業者が特定卸役務を利用して提供する役務に移転する場合等、他の卸先事業者に対して、利用者を移転させることを合理的理由なく制限すること。</p>	5(別表)(1)⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉
<p>特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関しても、合理的な理由なく、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いが行われた場合、不利な扱いを受けた卸先事業者は競争力が低下し、公正な競争が阻害されることとなります。したがって、本ガイドライン案のとおり、業務の受託に係る不当な差別的取扱いは禁止されることは必要と考えます。</p>	5(別表)(1)⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い

意見	項目
<p>本ガイドライン案においては、特定卸役務について卸先事業者(支配的な電気通信事業者を除く。)が行う問題となる行為が明記されており、この中で「セット割」に係る競争阻害的な料金設定や過度なキャッシュバック等が具体的な事例としていくつか挙げられています。しかしながら、特定卸役務を利用せずに「セット割」を提供する事業者も存在しており、ここに挙げられている同一の規制が課せられているものと理解しております。当該事業者は本ガイドライン案の対象外ではあるものの、不公正な競争環境を生み出さないため、また実効性のある規制とするためには、当該事業者にも同じ規制が課せられている旨を明記すべきと考えます。</p>	<p>5(別表)(2)①競争阻害的な料金の設定等</p> <p>5(別表)(2)②提供条件の説明の不実施</p> <p>5(別表)(2)③苦情等の処理の不実施</p>
<p>NTT東西殿はNTT持株会社殿を通じ国が出資する特殊会社であり、公社時代に国民負担で構築した公共資産のボトルネック設備(2014年3月末時点加入者回線設備シェア83.7%)を保有し、FTTH市場において70%を超える契約数シェアを持ち続ける等非常に強い市場支配力を有しているとともに、NTTドコモ殿についても「単独で市場支配力を行使し得る地位」にある上、NTT持株殿が67%の株式を保有する特殊性を有しています。この市場環境において、公正競争条件が十分確保されないまま、NTT東西殿とNTTドコモ殿が連携することは、両市場におけるシェアを確実に固定化させるものであり、更に不透明性の残る相対契約での取引は、NTTグループ内の優遇行為や内部補助を引き起こす可能性があります。</p> <p>支配的な電気通信事業者であるNTTドコモ殿による排他的な割引サービスを禁止することは、公正競争環境確保のためには必要ですが、以上のように特にNTT東西殿との連携については、固定・移動双方の市場において公正競争が阻害されるおそれが極めて強く、本来禁止されるべきものと考えます。</p>	<p>5(別表)(3)②排他的な割引サービス</p>
<p>支配的な事業者であるNTTドコモ殿が自己の関係事業者と排他的に連携する場合、連携業務が電気通信役務でなくとも、自己の関係事業者の市場は、NTTドコモ殿の市場支配力の影響を受け、公正な競争環境が阻害される恐れがあります。</p> <p>また、電気通信役務を提供しない企業を通じて、間接的に自己の関係事業者である電気通信事業者との排他的連携が行われる場合もあります。(例:NTTファイナンス株式会社を通じたNTTドコモ殿と自己の関係事業者との請求・収納業務の実質的排他的な連携)</p> <p>したがって、本ガイドライン案において禁止される「関係事業者と一体となって行う排他的な業務」として、「電気通信役務の提供以外」について明示的にこの範囲に含まれたことは、非常に望ましいものと考えます。</p>	<p>5(別表)(3)③関係事業者と一体となって行う排他的な業務</p>
<p>支配的な事業者であるNTTドコモ殿は、他社ISPと協業しなくとも自身でインターネット接続サービスを提供可能であることから、他社ISPとの協業に当たり、著しく優越的な地位を有することになり、他社ISPに対する過度に高額な割引原資の強要等、不当な規律・干渉を行うことも懸念されます。したがって、本ガイドライン案に以下のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【追記】 <u>・特定卸役務の提供を受けて、他事業者の提供するサービスと提携する等の場合において、合理的な理由なく、過度に高額な割引原資の強要等を行うこと。</u></p>	<p>5(別表)(3)に項目追加</p>

意見	項目
<p>特にサービス卸の開始当初、電話等による勧誘行為が同時期に多発することが想定され、消費者からの苦情増に繋がる可能性があります。したがって、卸先事業者及び卸先契約代理業者は本ガイドライン案に示された紛らわしい説明行為等を禁止するのみならず、光ファイバに関する苦情の約半数を占める電話による勧誘行為について、一定の抑制を図るべきと考えます。例えば、不特定多数への電話による勧誘行為はそれ自体が苦情に発展しやすいことに鑑み、第三者から提供を受けた個人情報適法に取得されたことが確認できない場合、当該情報を卸サービスの販売勧誘に活用すること自体を自粛する等について業界として取組むべきと考えます。</p> <p>また、これら消費者保護に係る取組みの実効性を担保するためには、総務省殿及び卸提供事業者であるNTT東西殿より、卸先事業者に対し、販売勧誘行為に関する適切な指導等がなされることが必要です。具体的には、総務省殿においては、消費者、事業者及び業界団体からの申告等により、問題となる事案の発生が疑われる際には、必要な調査を行うとともに、当該調査の結果、問題となる事案の存在が認められる場合、対象となる卸先事業者及び卸先契約代理業者に対して是正措置を求める等の対策を講じるべきと考えます。また、NTT東西殿においては、本ガイドライン案を含む関連法規等に基づき、販売勧誘活動を行う上で卸先事業者及び卸先契約代理業者が遵守すべき事項等の明確な基準を示して頂き、当該基準を逸脱する行為が認められる場合、当該卸先事業者等へのペナルティ付与や卸サービスに係る契約破棄等を含む厳格な措置を講じて頂くべきと考えます。</p>	6 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為